

平成25年度 三郷市環境審議会

第1回 会議録

三郷市 環境経済部 クリーンライフ課
平成26年1月23日（木）午後1時から2時
三郷市役所 第三委員会室（6階）

委員の出席状況

※網掛けは欠席者

NO	職名等	所属名又は職種	氏名 (敬称略)
1	学識経験を有する者	三郷吉川地区獣医師会長	さとう つよし 佐藤 剛
2	〃	東京大学大学院教授	ほりた まさひで 堀田 昌英
3	〃	元 日本工業大学准教授	いいくら みちお 飯倉 道雄
4	商工団体に属する者	三郷市商工会理事	いしかわ こういち 石川 孝一
5	〃	社団法人三郷青年会議所副理事	ひらい しゅんすけ 平井 俊介
6	〃	三郷市環境保全協力会副会長	おおた よしこ 太田 美子
7	農業団体に属する者	さいかつ農業協同組合理事	なりかわ ひろし 成川 弘
8	〃	三郷市農業委員会会長代理	やぐち いさお 谷口 勲
9	市民	三郷の川をきれいにする会	すずき こずえ 鈴木 こずえ
10	〃	鷹野1丁目長戸呂町会会長	おかにわ たけお 岡庭 丈夫
11	〃	一般公募	やまざき みほ 山崎 美保
12	〃	一般公募	いとたに ひろみ 糸谷 博美
13	関係行政機関の職員	埼玉県越谷環境管理事務所長	のなか かつひこ 野中 克彦
14	〃	埼玉県草加保健所副所長	むらおか とおる 村岡 徹
15	〃	埼玉県吉川警察署生活安全課長	ごとう よしたか 後藤 義高

【事務局】

大久保環境経済部長、西尾環境経済部理事、國枝クリーンライフ課長、杉橋課長補佐、川崎環境政策室長、矢口環境保全係長、馬場環境保全係主査、野村環境政策室主任

【会議録の作成方法】

録音機器から作成した要点記録

【傍聴者の数】

0人

1. 開 会

2. 審議委員自己紹介／事務局職員紹介

3. 会長・副会長の選出

4. 会長あいさつ

5. 議題

川崎室長 議題に入る前に、環境審議会についてご説明させていただきます。
三郷市環境基本条例（抜粋）をご参照ください。環境審議会につきましては、第27条から第35条に規定されていますので、該当部分を読上げさせていただきます。

～「三郷市環境基本条例」該当部分の読上げ～

國枝課長 本日は、条例第28条第2項に基づき、環境の保全等に関する重要事項をご説明いたします。
また、本日の審議内容は発言者名、発言内容とともに、会議録として作成され、市政情報コーナーやホームページ等で公開いたしますので、委員各位のご理解とご了承をお願いいたします。
なお、個人が特定できる場合などは、表現に工夫をする場合があることをお断りいたします。
また、三郷市環境基本条例第32条に基づきまして、当審議会の議長を会長が務めることとなっておりますので、佐藤会長よろしく申し上げます。

佐藤会長 それでは、議事を進行いたします。審議会の議事に入る前に、委員の出席状況につきまして事務局から報告を求めます。

川崎室長 ご報告申し上げます。
本日の出席状況は、委員15名中、14名が出席しております。
従いまして、三郷市環境基本条例第32条第3項の規定による定数に達しておりますことをご報告いたします。

佐藤会長 ただいまの事務局からの報告のとおり、本日の審議会は成立とします。
次に、会議録の署名委員につきまして、私から指名させていただきたいと思っております。鈴木委員と岡庭委員にお願いしたいと思っております。
続きまして、審議会は会議の公開を行うこととなっておりますので、傍聴者

の申し込み状況について、事務局から報告を求めます。

川崎室長

傍聴者はありません。

佐藤会長

それでは議題に入りたいと思います。

議題（１）三郷市あき地の環境保全に関する条例の全部改正について、事務局から説明をお願いいたします。

馬場主査

それでは、お手元にあります冊子５ページ、資料１に基づいて説明させていただきます。

これまで、あき地に繁茂した雑草等除去については、現条例である「三郷市あき地の環境保全に関する条例」に基づき、あき地の所有者等に対し、指導、助言、勧告等を行ってきましたが、雑草等が除去されず、近隣住民からの苦情が長期間解決できない案件も発生していることから、あき地の雑草等の繁茂による管理不良状態の早期解決を図るため、雑草等の除去を強制的に行うことのできる行政代執行の規定を盛り込んだ条例に全部改正することを予定しております。

なお、パブリック・コメント手続きにつきましては、別紙、条例改正（案）を作成し、平成２５年１１月２５日（月）から１２月２４日（火）まで実施し、結果として「意見なし」であったことをご報告いたします。

１．主な改正点

- （１）雑草等除去について、行政代執行を可能にすること。所有者等が雑草等の除去を行わず、命令した後も草刈りが履行されない場合は、行政代執行法に基づき、代執行の実施を可能にします。
- （２）代執行の費用を所有者等から強制徴収できること。代執行に要した費用については、行政代執行法に基づき、国税滞納処分の例により徴収できるものとします。

２．施行時期について

平成２６年３月議会に条例改正（案）を上程し、周知期間の後、平成２６年１０月の施行を予定しております。

なお、条例案６ページからの別紙の詳細の説明につきましては省略させていただきます。

佐藤会長

ありがとうございました。ただいまの事務局の説明に対し、質問がありましたらお願いします。

野中委員 6 ページの別紙1 について「定義」の（1）あき地 現に人が使用していない土地をいうとありますが、これには農地も含まれているという考えでよろしいでしょうか。

馬場主査 農地につきましては、農地法で現況主義というものがあり、農地の現況に基づいて、あき地かどうかを判断します。休耕地で明らかに雑草が繁茂している場合、当条例に基づいて判断をしていきたいと思えます。

佐藤会長 ありがとうございます。野中委員よろしいでしょうか。
他に質問はありませんか。

村岡委員 条例改正するという事は、それなりの必要性があるからだと思えます。
実際に代執行をしなければ解決できない事例や、所有者とのトラブル等が今まででどのくらいあったのですか。

馬場主査 平成24年度の苦情件数は58件となっており、3年以上継続して解決できていない案件が3件、毎年苦情は出ますが解決している案件は11件ございます。

トラブルについてですが、現条例では指導と勧告までとなっており、所有者の判断に委ねています。近隣住民からの苦情があっても、三郷市の地理が県境で、あき地の所有者が市外在住であることが多く、現状を確認できないことからトラブルが発生している事例もございます。

今後は、勧告までではなく命令までできる条例に改正を予定しております。

村岡委員 第6条の規定についての、ただし書きの部分で「緊急を要する場合には、第4条及び前条の手続きを省略することができる」とあります。常識的には文章の意図が分かるのですが、第4条と第5条の手続きが省略されてしまうと勧告を受けていない所有者等に命令をすることになり、法的な争いになった場合など、文章の記述に問題があるような気がします。

佐藤会長 いまの提案に対して、いかがでしょうか。

馬場主査 法規担当と相談させていただきたいと思えます。
「緊急性を要する場合」の事例ですが、以前つくば市で幼児を雑草の中に連れ込むというような事件が発生しました。事務局としましては、そういった緊急性を要する例を想定して手続きを省略できるものと考えております。

村岡委員 常識的に読めば、手続きを省略し、かつ命令もできるという必要性も理解できるのですが、誤解のないように記述したほうが良いのではと思えます。

例えば、第6条を「ただし、緊急を要する場合には、第4条及び前項の手続きを省略し、管理不良状態が継続していると認めるあき地の所有者等に対し、期限を定めて雑草等の除去に必要な措置をとるよう命ずることができる」と記述すれば全く問題ないと思います。

國枝課長

ただいまご指摘いただいた箇所につきまして、記述をどうすべきか法規担当と相談させていただきたいと思います。

佐藤委員

ありがとうございました。この条文につきましては、検討していただき文章を完成していただくということによろしいでしょうか。

他にございませんでしょうか。

野中委員

7ページ「立入調査」の条例について、拒み、又は妨げてはならないということで明記されていますが特に罰則規定の記述がありません。そこまでの強制力を持たせる必要がないという判断なのか、または検察庁等との協議によって罰則規定を設けなかったのか状況を教えていただければと思います。

佐藤会長

ただいまのご意見に対していかがでしょうか。

國枝課長

罰則規定を設けてまでの立入調査は考えておりません。

それがなくても条文に明記すれば調査できると考えています。

野中委員

例えば、事業所に立入調査をする際、塀または門扉がある場合など、立入調査権があつたとしても、相手の承諾がなければ敷地内には入れません。罰則があるかないかで大きな違いが生じると思います。

この例は、一般的に想定されるあき地であれば、敷地内に立入しなくても道路等から現場の調査ができ、そのうえで助言・指導を繰り返し、勧告・命令し、行政代執行の手続きをとれば、相手の承諾なしに敷地内に立ち入ることができるというような考え方でよろしいのでしょうか。

國枝課長

野中委員のおっしゃる通り、現行のまま対応できると思いますので、この条文のままでお願いしたいと思います。

佐藤会長

委員の皆様、いかがでしょうか。

「意見なし」ということで、ご理解いただけたのだと思います。他にございますか。

平井委員

第2条(2)で雑草等と書いてありますが、ごみ溜になっている場所も該当するのですか。

第5条の勧告で期限を定めてとありますが、期限とはどのくらいなのか。

馬場主査 まず第2条の件ですが、あくまでも雑草の繁茂ということで、ごみは想定していません。ごみにつきましては、廃棄物に関する法律に基づいて処理をしていきたいと考えています。

次に、第5条の件ですが、全部改正に合わせて、施行規則の整備もいたします。その規則において、指導・勧告・命令それぞれの履行期間を、14日以内と定めております。また、命令以降の行政代執行につきましては、慎重な姿勢で対応したいと考えております。

佐藤会長 よろしいでしょうか。他にございますか。

それでは、本審議会で出された意見をもとに、さらに次回の審議会で再度、審議を行うか、事務局一任として「意見なし」とするか、いかがでしょうか。

委員全員 事務局一任の「意見なし」で異議なし

佐藤会長 異議なしとのことなので、これにて審議を終了いたします。

6. 報告

佐藤会長 それでは報告事項（1）埼玉県生活環境保全条例による三郷市に関わる騒音又は振動の規制基準等を定める規則の制定について、事務局から説明をお願いします。

馬場主査 お手元にあります冊子8ページ、資料2「埼玉県生活保全条例による三郷市に係る騒音又は振動の規制基準等を定める規則の制定について説明いたします。

三郷市では、平成26年4月1日より埼玉県生活保全条例で定める指定騒音工場等、指定振動指定工場等又は作業場等から発生する騒音等又は振動の規制地域及び規制基準等について、埼玉県から権限移譲にされることにより、別紙のとおり規制を制定致します。

今後は国からの権限移譲により、すでに平成24年4月1日から告示してあります騒音規制法又は振動規制法による特定工場等の規制地域の指定及び規制基準と併せて運用してまいります。

1. 制定内容について

(1) 県条例第50条第1条第1号に定める指定騒音施設、指定振動施設、

指定騒音作業及び県条例第50条第1条第4号に定める作業場等に係る騒音又は振動の規制基準

(2) 県条例第51条第2項に定める騒音又は振動の規制地域

(3) 県条例第66条第1項の規定による深夜営業騒音に係る規制基準及び同条第2項による規制区域

(4) 県条例第68条第1項の規定による拡声器の使用に係る規制基準

2. 施行時期について

平成26年4月1日の施行を予定しております。

以上となっております13ページから18ページに記載されております。

簡単に説明しますと、平成24年4月1日既に国から権限が市に移譲されております法律と、県条例規則をこれまで通りの内容のまま一体化し、市の規則として運用していくということでございます。

佐藤会長

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明に対し、質問がありましたらお願いします。

それでは、私から質問させていただきます。

長時間継続して出る騒音と短時間の騒音などの騒音の判断基準を教えてくださいいただけますか。

馬場主査

騒音の大きさの判断基準は、時間に関係なく騒音の出方によって判断方法が変わり、騒音の最大値を基本に平均値等で判断いたします。

佐藤会長

ありがとうございます。他にございませんでしょうか。

野中委員

騒音や振動などの環境問題は「感覚公害」といい、人それぞれの感受性や人間関係などで公害として受け止めるのかそうではないのかという差があります。都市が過密するにしたがって、規制基準だけでは受け止めきれない「感覚公害」の苦情件数が増えていて、これから市のみなさまは大変な行政分野を担当していかれると思い、この「感覚公害」という言葉をご紹介させていただきました。

佐藤会長

ありがとうございます。

他に質問がないようでしたら、以上で報告を終了いたします。

本日本日予定しておりました審議・報告はすべて終了いたしましたので、議長のお職をおろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

國枝課長

ありがとうございました。今後も、定期的に三郷市環境審議会の開催がご

ございますので、引き続きみなさまのご協力をお願いいたします。
それでは閉会にあたりまして、太田副会長からご挨拶をお願いします。

太田副会長 閉会あいさつ

6. 閉 会
